

(7) 環境関係制度・事業の取扱い

協議項目	調整方針	事務事業 NO
ごみ収集、処理		
剪定枝・落ち葉・草の無料回収	<p>関宿町において、剪定枝、落ち葉、草等の処分は、可燃ごみとして焼却処分しているため、野田市の制度を適用し、堆肥化事業の促進を図ります。</p>	662
地図データベース事業	<p>関宿町において、ごみ・資源回収ステーションの地図データベース化は行っていないが、地図データベース化を行うことによって、市民からの問合せ等に迅速に対応できるため、関宿地域においても同様のシステムを構築します。</p>	663
ごみ集積所設置申請	<p>ごみ集積所を設置しようとする場合、申請が必要となりますが、野田市と関宿町において面積・構造等の設置基準が異なるため、野田市の制度に統一します。</p>	664
不法投棄対策	<p>関宿町においては、不法投棄物の回収が主になっています。野田市では、不法投棄の未然防止・早期発見のための巡回パトロール、及び廃棄物の回収業務を委託している他に、廃棄物減量等推進員の代表者による不法投棄重視箇所のパトロール(月2回実施) 市民からの24時間通報制度、監視カメラの設置、環境保全上または交通安全上問題があるような場合、道路側から民地3m以内に限り廃棄物の回収を行っています。不法投棄の根絶が大きな課題になっておりますので、野田市の制度に統一します。</p>	665

協議項目	調整方針	事務事業 NO
有害ごみ回収	関宿町では、乾電池は有害ごみとして町内48箇所の回収箱を設置し、回収を行っていますが、蛍光管は不燃物として回収されています。野田市では、乾電池・蛍光管については環境汚染の原因にもなりますので、他のごみと区別して、拠点回収（公共施設5箇所、市内のごみ減量協力店(指定電気店50箇所)に専用回収箱を設置）を実施しています。有害ごみ回収の事業内容が異なっていますので、 野田市の制度に統一 します。	666
一般廃棄物処理業の許可	関宿町において既に許可している業者については、経過措置を設け引き続き許可する方向です。なお、許可申請手数料については、 野田市の制度を適用 します。	667
ごみ処理基本計画	合併に伴い、 人口及びごみ処理量について見直しをし、施設の処理能力についても検討 します。	668
資源再生利用促進助成金事業	両市町の内容に違いがあるので、 野田市の制度を適用 します。（合併後は自治会等を中心に月1～2回実施する野田市の集団資源回収の制度に統一します。なお、関宿町のPTA及びボランティアグループ等が実施する資源回収についても助成金の支給対象となります。）	793
埋め立て処分施設	両市町において、不燃物の取り扱いが違うので、 野田市の制度を適用 し、焼却残渣、不燃物の最終処分を図ります。（関宿町では、プラスチックやビニール類について可燃ごみとして収集し、クリーンセンターで焼却処理しています。野田市では容器包装リサイクル法に則り、不燃物処理施設で分別処理計画に基づき分別処理し、廃プラスチック類を資源物として容器包装リサイクル協会へ引き渡し処理しています。なお、分別処理計画は平成18年度までとなっているため、その間年間約2,000トンの埋め立て処分が見込まれています。）	795
ごみ処理施設	野田市清掃工場、関宿町クリーンセンターは、 新市においても稼働を継続 します。	796

協議項目	調整方針	事務事業 NO
粗大ごみ収集	両市町の内容に違いがあるので、 野田市の制度を適用 します。(関宿町では、毎週1回、ステーション方式で不燃物と一緒に粗大ごみを収集しており、野田市では、有料(1点あたり520円) 予約による戸別回収で実施しています。)	797
不燃物処理施設	両市町において、不燃物の取り扱いが違っているので、 野田市の制度を適用 し、分別処理計画に基づき分別処理します。(関宿町においては、プラスチックやビニール類について可燃ごみとして収集しクリーンセンターで焼却処理しています。野田市では容器包装リサイクル法に則り、廃プラスチック類を資源物として容器包装リサイクル協会へ引き渡し処理しています。)	799
し尿収集、処理		
し尿中継槽施設	引き続き、 新市において整備、及び適正な維持管理 を図ります。	244
し尿処理施設	関宿町においては、し尿処理施設を設置していないため、 野田市の処理能力に応じ て関宿町の方を処理し、それ以外は引き続き松戸市へ処理を委託します。(関宿町のし尿及び浄化槽汚泥については、松戸市への委託処理及び海洋投入処分を行っていますが、合併後は海洋投入を廃止します。)	801
処理戸数・収集体制等	両市町の内容に違いがあるので、 野田市の制度を適用 します。(関宿町の許可業者については、合併後は浄化槽汚泥の収集運搬のみの取り扱いとし、生し尿については委託処理とします。なお、野田市においても、順次生し尿の委託処理を図ります。また、生し尿の汲取り手数料については、野田市の料金を適用します。)	802

協議項目	調整方針	事務事業 NO
環境対策		
環境騒音調査	野田市の環境騒音調査を 関宿町においても実施 し、また必要に応じ自動車騒音についても対応します。	245
啓発事業	野田市のリサイクルフェアは、農協祭りと同日程で開催しており、関宿地区へのPR効果は十分あるので、 野田市の制度を適用 します。	246
事業系ごみ	両市町において、対象となる事業所の基準が異なりますが、 野田市の制度を適用 し、関宿町における大規模事業所へのごみ減量化対策を図ります。	247
情報誌等の発行	ごみの出し方や資源の出し方が野田市の制度に統一されることから、 野田市のパンフレットに統一 します。また、その他のごみに関する情報等については、市報の他、野田市のホームページに掲載します。	248
リサイクル	リサイクル展示場、空き缶回収機、ごみ減量協力店制度については、野田市のみの実施となっています。関宿町で行っているマイバッグキャンペーンについては、野田市のごみ減量協力店制度の中で、買物袋の持参を推奨する店舗を、関宿町の事業者にも広めることにより調整が可能であること、また、リサイクルフェアにおいても買物袋の普及啓発を実施しているため、これらについては、 全て野田市の制度を適用 します。	249
家庭用生ごみ堆肥化装置購入助成金制度	関宿町において、助成金対象となる装置は機械式生ごみ処理機のみで、コンポスト（埋め込み式容器）は対象外となっているため、 野田市の制度を適用 します。なお、野田市の制度に統一した場合、市へ登録した市内の販売店からの購入として限定することになります。	250

協議項目	調整方針	事務事業 NO
環境カレンダー	関宿町では実施していないので、 野田市の制度を関宿町においても適用 します。	251
地区資源回収委託料（資源回収実施団体への支給）	関宿町では実施していないので、 野田市の制度を関宿町においても適用 します。	252
ごみ集積用ネット支給	関宿町で実施していないので、 野田市の制度を関宿町においても適用 します。（なお、ごみ集積所が道路上（歩道、路肩）の場合は対象外になります）	253
産業廃棄物の搬入	関宿町においては、産業廃棄物（注）の搬入を受入れていないので、 野田市の制度を関宿町においても適用 します。 （注）：市が処理することができる産業廃棄物は、紙くず、木くず、床面積80㎡未満の個人住宅（店舗併用住宅・集合住宅等を除く）の解体を確認できる書類を提出する場合であり、なおかつ、一般廃棄物の処理に支障がない量で、事業者が自ら清掃工場に搬入する場合には限られます。	254
動物の死体の処理	関宿町においては、飼犬や飼猫等の死体処理については、自家埋葬・民間業者等で行うことになっています。また、道路上の場合、沼南町にある京葉動物保護協会に処理を委託しています。野田市の場合、直接収集運搬処理を実施していることから、迅速な対応も可能となるので、 野田市の制度を適用 します。	255
環境美化条例	関宿町では制定していないので、 野田市の制度を関宿町においても適用 します。	256
野田市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続きに関する条例	関宿町では制定していないので、 野田市の制度を関宿町においても適用 します。	257

協議項目	調整方針	事務事業 NO
施設見学会	両市町ともに同一内容なので、 現行のとおり とします。	258
イベント	ごみ最終処分場埋立処分の理解・ごみ減量・リサイクルの促進を図るため、野田市で開催する産業祭において、北茨城市からの観光物産PRと販売時の協力を行っています。関宿町で実施している農産物共進会と併せて開催する リサイクル・ごみ減量化の啓発活動は、野田市役所で開催するリサイクルフェア（清掃計画課担当）に統合を図ること としており、 イベントについては野田市の制度に統一 します。	259
野田市環境保全条例、関宿町公害防止条例	両市町の内容に違いがあるので、 野田市の制度を適用 します。関宿町の条例は野田市の旧条例と同様な内容であり、その後環境関係法令等の整備に伴い野田市条例は全面改正したものであります。	669
環境基本条例及び環境基本計画	関宿町では実施していないので、 野田市の制度を関宿町においても適用 します。環境基本条例は理念条例であることから改正せず、環境基本計画については、関宿町の現状を把握し、必要に応じて見直していきます。	670
環境美化負担金交付事業	関宿町では実施していないので、 野田市の制度を関宿町においても適用 します。自治会等で地域清掃を実施した場合負担金を交付しようとするものです。	671
地下水の水質調査及び対策	関宿町では実施していないメッシュ調査、汚染除去対策及び汚染解明調査について、現在の 野田市と同様の対応 をします。（野田市では汚染除去対策と汚染解明調査をそれぞれ1ヶ所ずつ実施しています。関宿町では地下水汚染が確認されている4ヶ所について継続して測定を行っていますので、その結果をもとに汚染状況や汚染範囲を把握するために必要な調査を行い、これに各地域における上水道の敷設状況等を加味したうえで汚染除去対策及び汚染機構解明の必要性を判断していきます。）	803

協議項目	調整方針	事務事業 NO
公害苦情処理	両市町ともに同様の処理の対応をしているので、 現行のとおり とします。(公害苦情は迅速な対応が必要であり、体制の整備を検討します。)	804
生活排水処理施設	関宿町のみ に 設置されている施設であり、 現行施設を存続 します。(なお、台町の沈殿槽施設は簡易なものであることから、処理能力等を確認し、その必要性について検討します。)	805
その他環境に関する事項		
こどもエコクラブ	両市町ともに同一内容なので、 現行のとおり とします。	260
蜂の巣対応業務	両市町ともに同一内容なので、 現行のとおり とします。	261
最終処分場跡地利用	引き続き、 新市において計画的な整備、及び適正な維持管理 を図ります。	262
衛生機具整備事業	関宿町では実施していないので、 野田市の制度を関宿町においても適用 します。自治会等で防疫用薬剤を散布する機具を購入した場合に補助金を交付しようとするものです。	672
薬剤配布事業	関宿町では実施していないので、 野田市の制度を関宿町においても適用 します。はえ・蚊の防疫用薬剤を希望する自治会等を通じて個人に配布しようとするものです。	673
犬の登録管理業務	両市町の内容に違いがあるので、 野田市の制度を適用 します。領収書は要求に応じて発行することとし、また集合注射は両市町の日数及び会場数を合計したもので対応します。	674

協議項目	調整方針	事務事業 NO
土砂等による埋立て	条例については、両市町とも同一の内容なので 関宿町の条例を廃止し、野田市の条例に一本化 します。県の立入調査権については、付与されなくとも支障なく対応していることから受けないこととします。	675
指定ごみ袋関係	両市町の内容に違いがあるので、 野田市の制度を適用 します。(関宿町は1枚から有料で住民が費用を負担する従量制で、袋の容量は可燃が20、30、45㍓、不燃が30㍓、びん・かんが30㍓となっていますが、年間1世帯当たり130枚までを無料とし、それを超える排出者は有料とする 野田市の超過量方式に統一 します。袋の容量は可燃、不燃ともに20、30、40㍓で、有料で購入する際の価格は1枚当たり20㍓が85円、30㍓が125円、40㍓が170円となります。関宿町の年平均配布枚数129枚/世帯。(ピン、カン用袋除く平成13年度実績)	794
粗大ごみの自己搬入	両市町において、手数料、受付日及び時間等が異なるため、 野田市の制度を適用 します。(関宿町では手数料は無料、野田市では重量により手数料(10kgまでごとに150円+消費税)を徴収しています(ただし1日の搬入量が10kgまでは無料)。受付は、関宿町では平日のみ、野田市では平日と土曜日です。)	798
資源回収委託料(資源回収業者への支払)	両市町の内容に違いがあるので、 野田市の制度を適用 します。(資源物の処分に係る委託料の支払いについては 関宿町:ごみステーションに出された資源物の回収を業者に委託している。その後クリーンセンターに集められた資源物を分別し、処分するにあたり業者に売却しているが、カレットについては処分料を支払っている。野田市:既に集団資源回収により分別済みである資源物の回収を、野田市再資源化事業協同組合に処分料を含めて委託している。合併後は、 野田市の集団資源回収の制度に統一 することから、引き続き野田市再資源化事業協同組合に回収を委託します。)	800

協議項目	調整方針	事務事業 NO
基金の設置(野田市廃棄物減量基金・関宿町廃棄物処理施設整備基金)	両市町で基金の目的に違いがあるので、 関宿町の基金を廃止し、新市において一般財源として受け入れ、野田市の基金は現行のとおりとします。 (関宿町の基金はクリーンセンターの施設整備を目的に設置されており、合併までに整備費として支出される予定もあるので、合併時に残高があれば新市において一般財源として受け入れ、野田市の基金は現行のとおりとします。なお、合併後の施設整備については一般財源から支出するものとします。)	806
基金の設置(関宿町廃棄物処理施設公害対策基金)	野田市では設置していないので、 関宿町の基金を存続 します。(当該基金は関宿町クリーンセンターの周辺住民との間で、施設が原因による健康被害が出た際の補償を目的に覚書に基づき設置されているので、新市においても存続します。)	807
合併処理浄化槽設置整備補助金事業	両市町の内容に違いがあるので、 野田市の制度を適用 します。(両市町とも下水道認可区域外を補助対象としていることについては同様ですが、野田市では下水道認可区域でも当分の間下水道が整備されていない区域については補助を行っています。関宿町では下水道認可区域外でも10年以内に下水道認可区域に計画されている地域は補助の対象外としています。)	808
生活排水対策推進員制度	関宿町に置かれている 生活排水対策推進員制度を廃止 します。(野田市で実施している排水路の定期測定調査を関宿町においても排水路の調査地点を増やすなどの見直しを行った上で実施することとし、その測定結果を環境審議会に報告したうえで必要な啓発等を実施していきます。)	809
公衆便所の設置及び管理業務	関宿町では、公園や公共施設等に付帯施設として便所が造られていることから、野田市の3ヶ所のみとし、 新規に公衆便所の設置は予定しておりません。	810

協議項目	調整方針	事務事業 NO
野田市あき地等の環境保全に関する条例、関宿町あき地の雑草等の除去に関する条例	両市町の内容に違いがあるので、 野田市の制度を適用 します。(関宿町では町内の雑草苦情のあった土地について対応していますが、野田市の現行のとおり市街化区域は雑草苦情の有無に拘わらず土地所有者に雑草除去の通知を行い、市街化調整区域では火災予防上の観点から消防が対応する制度とします。)	811
墓地等の経営の許可等に関する条例	関宿町では墓地を経営できる宗教法人等や墓地の規模の定義が明確化されていないので、墓地の乱立等を防ぐために市内に事務所を有する宗教法人の現有墓地の拡張を優先して経営を認める 野田市の制度を適用 します。	812